

介護予防ケアマネジメントCの実務と かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート利用の手引き

令和7年5月19日
川崎市健康福祉局
地域包括ケア推進室

目次

- はじめに (P3～)
- 用語解説 (P6～)
- 川崎市の介護予防・生活支援サービス (P9～)
- 介護予防ケアマネジメントの類型 (P21～)
- かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート利用時の事務手続の流れ (P25～)
- ケアマネジメントCの請求事務 (P29～)
- 事例情報提出の終了のご案内 (P34～)

はじめに

「介護サービスを考える、その前に」

これからを、もっとワクワク
してみませんか？

人生100年時代、加齢に伴う体の衰え・先々の生活への不安などから、

「介護・・・」というキーワードが頭に浮かび始めている**高齢者**とご**家族の皆様**に、

自身の心身状態・環境の変化と上手く付き合いながら、

自分らしく、楽しく、彩りのある暮らしを続けられるための『選択肢を増やし・提案』 する事業

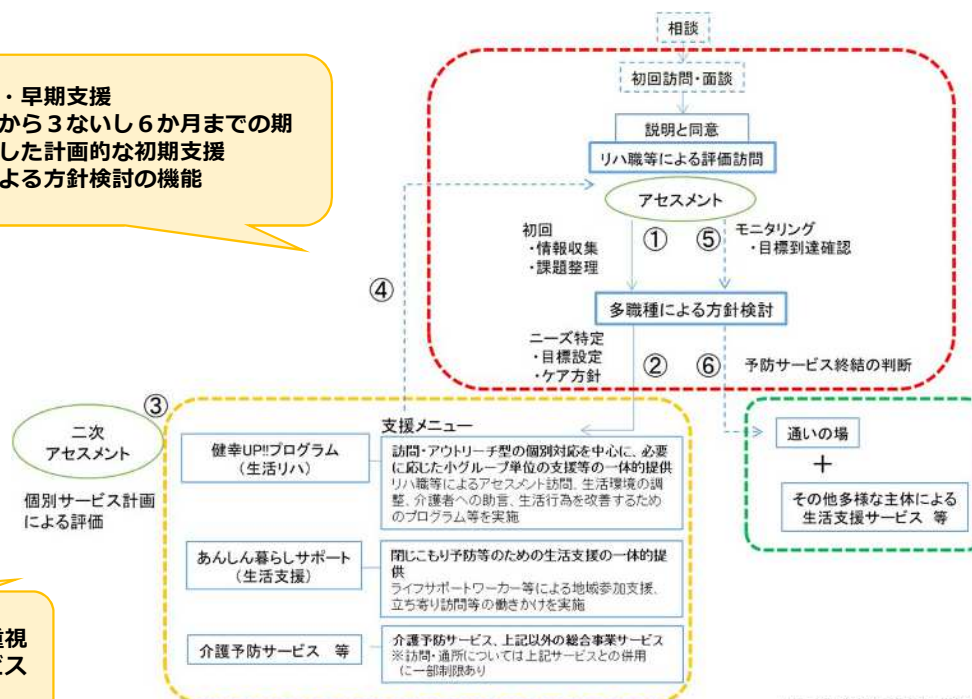
川崎市における介護予防・日常生活支援総合事業構築の基本方針

「軽度者の介護予防に関する基本的な考え方」

(平成16年7月30日「介護保険制度の見直しに関する意見」より抜粋・一部加筆)

- 生活機能低下の危険性を早期に発見し、軽い段階から短期・集中的な対応を行うこと
- サービスの提供は必要な時に、計画的に行うこと
- 高齢者の個別性や個性を重視し、一人一人に応じた効果的なプログラムを用意すること
- 民間サービスや地域資源の積極的活用により活動量を維持すること

- 早期発見・早期支援
- 支援開始から3ないし6か月までの期間を重視した計画的な初期支援
- 多職種による方針検討の機能



- 短期集中的・計画的な支援
- 生活改善を目的に、個別性を重視した柔軟な対応が可能なサービスを新設

- 選択肢の充実
- 多様な主体の参入促進

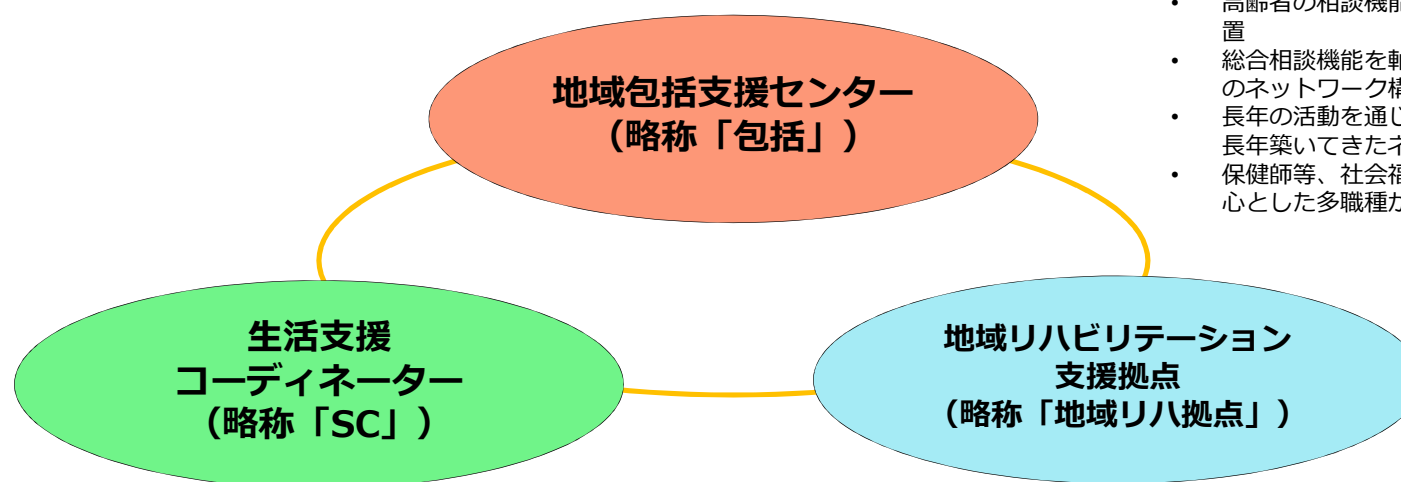
出典：厚生労働省作成資料より一部改変

用語解説

用語解説

用 語	解 説
総合事業	「介護予防・日常生活支援総合事業」の略称
介護予防・生活支援サービス	総合事業として、要支援者・事業対象者が利用できる訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントの総称
一般介護予防事業	主に65歳以上の方を対象として実施される介護予防事業（例：いこい元気広場など）
地域リハ拠点	「地域リハビリテーション支援拠点」の略称
SC	「生活支援コーディネーター」の略称（全国的に同じ略し方） 本書では、特に（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に配置された生活支援コーディネーターを指す

【参考】初期相談の支援チーム



「総合相談の入口、様々な支援へのつなぎ」

- ・ 高齢者の相談機能の要として、市内49か所に設置
- ・ 総合相談機能を軸に、個別支援から地域の関係者のネットワーク構築まで幅広く担う
- ・ 長年の活動を通じて地域の関係者・機関との間で長年築いてきたネットワークを持つ
- ・ 保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員を中心とした多職種が所属

- ・ 市内の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に配置【順次整備中】
- ・ より小さい地域単位（概ね小学校区程度）において、「個別の支援」と「地域づくり（小地域福祉活動）」の2つの側面から不安や困りごとを抱えた高齢者へアプローチ
- ・ 明確な支援ニーズはないが、周りから見ると何か気になる人、ちょっと心配な人をメインターゲットに、「早めに出会い、長くお付き合いすること」をコンセプトとして活動

「早めに出会って長くお付き合い」

- ・ 市内11か所の病院、介護老人保健施設に設置【順次整備中】
- ・ 理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職が、日常の環境調整や動作の仕方等の改善の見極めの視点から見立てを行い、包括への助言や、本人の意欲に働きかける後押しをする役割
- ・ 生活上の困り事の要因分析、今後の生活において予想される見通しや生活の改善可能性の見立てを行い、利用者にとって実現可能な方法による解決の方向性を提案

「ポイントポイントでの専門的な関わり」

（※個所数は令和7年4月現在）

川崎市の介護予防・生活支援サービス

川崎市の総合事業サービスの構成

事業名	サービス名称	主な役割	内容
訪問型サービス (第1号訪問事業) 法第115条の45第1項第1号イ	介護予防訪問サービス (介護予防型)	<u>比較的状态が安定している場合</u> に、 計画的な支援によって、利用者の生活機能の悪化防止・状態の維持等につなげる。	従前の予防給付と同様
	介護予防訪問サービス (生活援助特化型)		生活援助のみの提供
通所型サービス (第1号通所事業) 法第115条の45第1項第1号ロ	介護予防通所サービス		従前の予防給付と同様のサービスで3時間以上の支援
	介護予防短時間通所サービス		従前の予防給付と同様のサービスで1.5時間以上の支援
その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業) 法第115条の45第1項第1号ハ	かわさき健幸UP!!プログラム (短期集中介護予防プログラム)	<u>状態が変わりやすい新規認定時や退院直後等の場合</u> に、 短期集中的かつ利用者の日々の状況変化に応じた柔軟な支援によって、より積極的に生活の改善または維持につなげる。	概ね3か月間、リハビリテーション専門職が生活習慣の改善や行動変容等を促し、希望する生活を送れるようにするプログラム
	あんしん暮らしサポート (短期集中介護予防小規模多機能型生活支援サービス)		概ね6か月間、生活課題解決や日常生活における活動量の維持等によって、心身状態の悪化の防止又は状態の改善等を目指す支援

他都市で言う「短期集中予防サービス（C型サービス）」

かわさき健幸UP!!プログラム



対象者： 65歳以上で日常生活に支障が出ている方

(要支援認定を受けている方・総合事業対象の方)

期 間： おおむね3か月間 (週1回程度)

場 所： ご自宅や外出先など

備 考： お体の状況によっては、他のサービス等を提案する場合があります

プログラムの進み方によって、3か月より早く終了する場合があります

実施者： 地域リハビリテーション支援拠点が設置されている病院、介護老人保健施設

訪問リハと何が違うの？

この人、元気になってほしいな・・・と思ったら、
まずは、地域リハビリテーション支援拠点に
お声がけください!!

Q&A（地域リハ拠点、かわさき健幸UP!!プログラム関係）

Q.「かわさき健幸UP!!プログラム」と訪問リハの違いが分からない。

A.訪問リハビリテーションは医師の指示に基づいて提供されますが、「かわさき健幸UP!!プログラム」は、医師の指示がなくても利用することができ、迅速に支援を開始できるメリットがあります。

医学リハは実施せず対話や助言を中心に支援するもので、意欲を喚起し、行動変容を促すことで生活習慣の改善を図ります。リスクが低く、相談初期段階・退院直後で状態の改善見込がある方、不安が強く不活発になっている方に適したサービスです。また、状態に応じて、他の専門的なサービスを紹介する場合があるので、ご了承ください。

Q.「かわさき健幸UP!!プログラム」を利用者に説明したい。

A.疾患の状況等、提案にあたって一定の判断が必要となるため、まずはお気軽に地域リハビリテーション支援拠点までお声がけください。訪問等に同行し、対象者の状態に応じて関わり方をご提案します。

Q.「かわさき健幸UP!!プログラム」は何で無料なの？

A.状態の改善が見込まれる新規要支援認定時や相談初期段階で、なるべく多くの市民の方に利用いただき、川崎市として、「自分の力で頑張りたい！」という思いを後押しするご提案ができるよう、利用者負担を無料としています。

あんしん暮らしサポート

いつまでも、自分らしい暮らしを続けられるように

あんしん暮らしサポート

ライフサポートワーカーによる地域参加の支援



POINT 1 自分らしい暮らしを送るために
できることを一緒に考え、
安心した暮らしを実現する
応援をします。

POINT 2 ライフサポートワーカーが、知人・友人
ご近所とのお付き合い、地域の行事
やサロン(通いの場)をご紹介し、つな
がりが切れないよう、お手伝いします。

※ライフサポートワーカー(LSW)
安心して地域で生活するために同じこころや価値・基盤を予備し、ご自身ができることを一緒に考え、やっ
てみたい・行ってみたいを実現する、川崎市独自の仕組みです。

できることやしたいこ
とを一緒に考える。

できることを続けたり、
やりたいことがまたでき
るような伴走的な支援。

できないことがあっ
ても、安心して暮らせ
るお手伝い

対象者： 65歳以上で日常生活に支障が出ている方

(要支援認定を受けている方・総合事業対象の方)

期 間： 概ね6か月

場 所： ご自宅や外出先など

内 容： 困りごとや悩み事をお聞きし、望む暮らしを実現
するための行動計画（支援プラン）の作成。
生活状況のみまもりや、地域での居場所づくり。
持っている力を活かす地域参加支援。

備 考： 無料（一部実費負担等あり）

実施者： 生活支援コーディネーターが配置されている（看
護）小規模多機能型居宅介護事業所のライフサ
ポートワーカー

心配な方がいて定期モニタリングしているけど、中々受け入れてもらえてない。何かやりがいや活躍できる場があれば、ハリ
をもって暮らせる人なのに、、、そんな方がいたら、まずは、生活支援コーディネーターにお声がけください！！

Q&A（SC、あんしん暮らしサポート関係）

Q.「生活支援コーディネーター」と、「あんしん暮らしサポート（またはライフサポートワーカー）」の違いが分からない。

A.「あんしん暮らしサポート（またはライフサポートワーカー）」は、事業対象者と要支援者を対象とした総合事業の枠組による支援になります。一方、生活支援コーディネーターが対象としている支援対象者は幅広いので、ご利用者様に提案する場合に迷ったら、[「生活支援コーディネーター」で紹介](#)してください。

対象者の状態に応じて関わり方をご提案するので、まずはお気軽に生活支援コーディネーターにお声がけください。

Q.自分の担当エリア内に生活支援コーディネーターが配置されている事業所がない場合は、相談できないの？

A.対象者宅の立地や生活支援コーディネーターの活動範囲により、対応できることがあります。近隣の生活支援コーディネーターに直接ご相談にいただくこともできますが、迷った場合は、地域包括ケア推進室（Tel044-200-2681）までお問い合わせください。

Q.「あんしん暮らしサポート」は何で無料なの？

A.状態の改善が見込まれる新規要支援認定時や相談初期段階の方、また、従来型のサービスが合わない方など、なるべく多くの市民の方にご利用いただき、じっくりとお話を伺いながら、「楽しく暮し続けたい」という思いを後押しできるご提案ができるよう、利用者負担を無料としています。

Q&A（共通）

Q.かわさき健幸UP!!プログラムや、あんしん暮らしサポートは、既に福祉用具レンタルや、訪問・通所サービスを利用している方は利用できるのか。

A.以下の通りとなります。

パターン	利用の考え方
福祉用具レンタルなどの予防給付サービスを利用している場合	併用可能です。 介護予防支援に関するサービスの追加、変更に伴う手続は、通常のサービス変更の場合と同様です。 1か月目のモニタリングによる状況確認、サービス終了時の評価についてはP24をご確認ください。
訪問・通所サービスなどの総合事業サービスを利用している場合	原則併用できませんが、下記の場合は併用可能です。 ☐ 訪問・通所サービスの利用終了に向けた一時的な併用 ☐ 訪問・通所サービスの内容の見直しや利用サービスの変更等の検討のための併用 ☐ 訪問・通所サービスの導入時のアセスメントを兼ねた併用 ☐ その他、訪問・通所サービスとは「導入目的・対応する生活課題」が異なる場合 介護予防支援に関するサービスの追加、変更に伴う手続は、通常のサービス変更の場合と同様です。 1か月目のモニタリングによる状況確認、サービス終了時の評価についてはP25をご確認ください。 ※地域包括ケア推進室に利用可否の確認をお願いしておりましたが、令和6年11月以降は確認不要です。
介護予防サービス（予防給付）と総合事業サービスを両方利用している場合	「訪問・通所サービスなどの総合事業サービスを利用している場合」と同じです。

【参考】川崎市の総合事業サービスの比較

事業名	サービス名称	利用方法	利用者負担	利用可能期間	介護予防ケアプラン	給付管理
訪問型サービス (第1号訪問事業) 法第115条の45第1項第1号イ	介護予防訪問サービス (介護予防型)	契約	あり	制限なし	必要	必要
	介護予防訪問サービス (生活援助特化型)	契約	あり	制限なし	必要	必要
通所型サービス (第1号通所事業) 法第115条の45第1項第1号ロ	介護予防通所サービス	契約	あり	制限なし	必要	必要
	介護予防短時間通所サービス	契約	あり	制限なし	必要	必要
その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業) 法第115条の45第1項第1号ハ	かわさき健幸UP!!プログラム (短期集中介護予防プログラム)	包括への利用申込	無料	概ね3か月	ケアマネジ メントCの 場合不要	不要 市から事業者へ直接委託料を支払う
	あんしん暮らしサポート (短期集中介護予防小規模多機能型生活支援サービス)	包括への利用申込	無料	概ね6か月	ケアマネジ メントCの 場合不要	不要 市から事業者へ直接委託料を支払う

【参考】対象者別の利用可能サービス等

	事業対象者	要支援認定者	要介護認定者	新規・更新申請、 区分変更申請中
介護予防サービス (予防給付)	×	○	×	△ 暫定ケアプラン
訪問型サービス 通所型サービス	○	○	×	△ 暫定ケアプラン
かわさき健幸UP!!プログラ ム あんしん暮らしサポート	○	○	△ サービス利用中の事業対象 者・要支援者が要介護認定 を受けた場合、一部利用可	△ サービス利用中の事業対象 者・要支援者が要介護認定 を受けた場合、一部利用可

【参考】事業対象者が要介護認定等申請を行った場合の留意事項

かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポートを利用している「要支援者」「事業対象者」が認定申請をした場合

認定結果が出るまでの期間は、かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート利用可。
結果が出た後の対応は次のとおり。

①結果が「非該当」の場合

➤ 事業対象者として引き続き利用可。

②結果が「要支援」の場合

➤ 結果判明後も引き続き利用可。

③結果が「要介護」の場合

➤ 結果判明後も引き続き「継続利用要介護者※」として利用可。

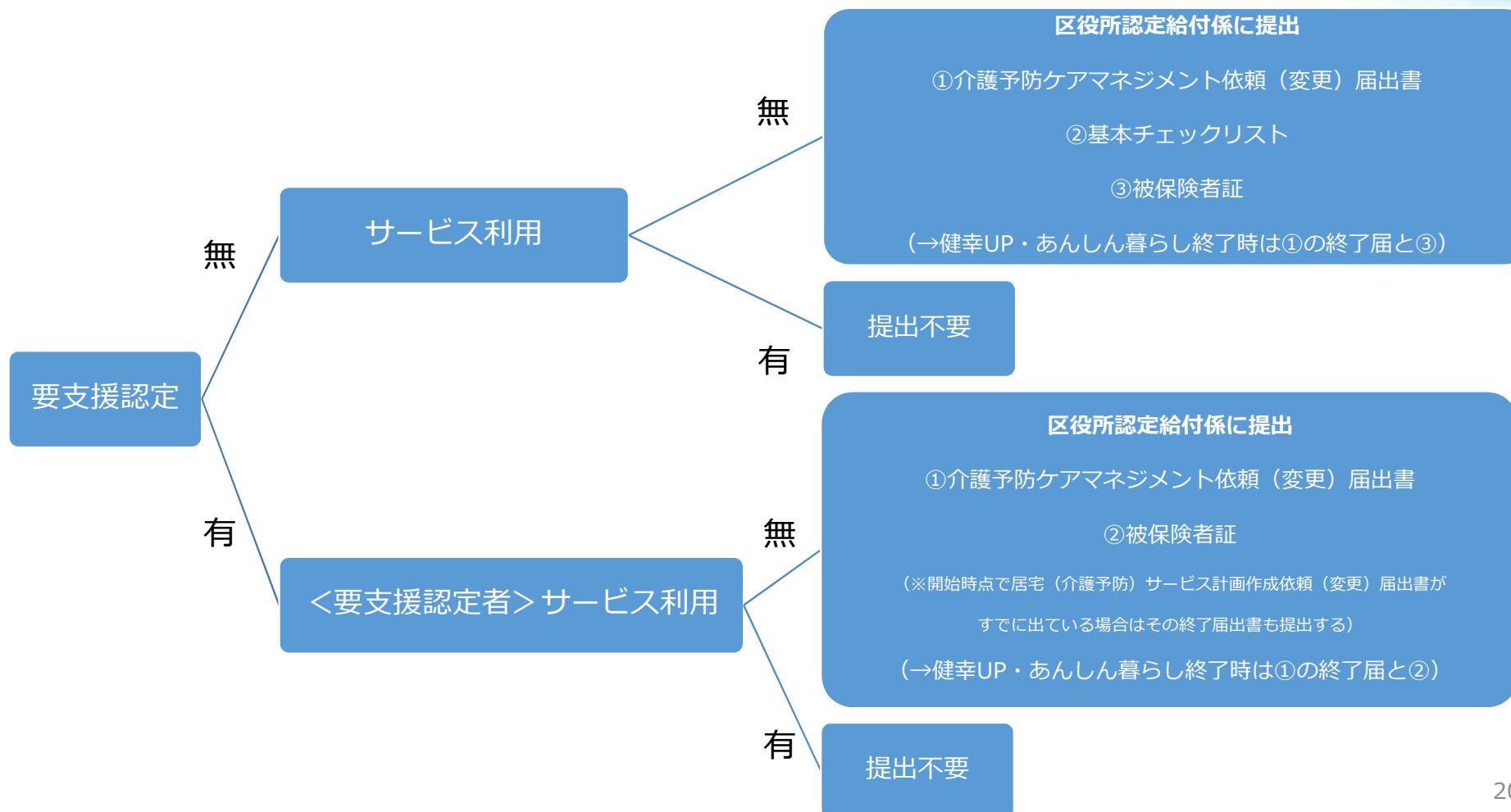
（※認定前に健幸UP／あんしん暮らしを利用していた場合、継続利用中に介護給付も併用可）

健幸UP!!プログラム・あんしん暮らしサポート利用時の事務手続 ・帳票類（開始・終了時）



区分 (健幸UP・あんしん暮らし導入時の状態)	認定無・事業対象者 (サービス利用なし)	認定無・事業対象者 (介護予防・生活支援サービス利用中) 例) 介護予防訪問サービスなど →併用要件はP15共通Q&Aを確認	要支援認定者 (サービス利用なし)	要支援認定者 (介護予防(生活支援)サービス利用中) 例) 介護予防福祉用具貸与など
基本チェックリスト	必要	不要	不要	不要
介護予防・生活支援サービス利用申出書	- 地域包括支援センターが「利用者の目標等を踏まえた総合的な方針」「支援期間」欄を記入 - 利用者から地域包括支援センターに提出 - 原本は地域包括支援センター保管 - サービス(健幸UP・あんしん暮らし)事業所に写しを交付			
依頼届出 (開始時)	区役所認定給付係に提出 ① 介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書 ② 基本チェックリスト ③ 被保険者証	不要	区役所認定給付係に提出 ① 介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書 ② 被保険者証	不要
介護予防ケアマネジメント 類型	介護予防ケアマネジメントC (ケアプラン不要)	介護予防ケアマネジメントA (通常の介護予防ケアプラン)	介護予防ケアマネジメントC (ケアプラン不要)	介護予防ケアマネジメントA (通常の介護予防ケアプラン)
	サービス(健幸UP・あんしん暮らし)事業所に写しを交付			
依頼終了届出 (終了時)	区役所認定給付係に提出 ① 介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書 ② 被保険者証	予防サービス利用継続の場合不要	区役所認定給付係に提出 ① 介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書 ② 被保険者証	予防サービス利用継続の場合不要

事業対象者に関する事務手続の確認フロー



介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントの類型

分 類	実 施 内 容
介護予防支援	介護予防サービス（予防給付）を利用する場合に実施。
介護予防ケアマネジメントA	介護予防支援と同様のケアマネジメント。 総合事業の介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスを利用する場合に実施。
介護予防ケアマネジメントB	基準を緩和したケアマネジメント。 <u>（令和7年5月時点では該当なし）</u>
介護予防ケアマネジメントC	基準を緩和したケアマネジメント。 <u>かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポートのみを利用する場合</u> に実施。 相談初期段階の短期集中支援を迅速に実施するために、令和6年4月から開始。 ・ <u>介護予防ケアプランは不要</u> ・ 利用者との契約が不要 ・ サービス導入前のサービス担当者会議が不要 ・ サービス開始1か月後のモニタリングと終了評価の実施 ・ 報酬はサービス終了評価月に発生 ・ かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポートの給付管理が不要

介護予防ケアマネジメントの類型（詳細）

区分	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
対象サービス	- 介護予防訪問サービス - 介護予防通所サービス - かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート（訪問・通所サービスと併用の場合）	<u>指定事業所以外が提供するサービス（令和7年1月時点では該当なし）</u>	- かわさき健幸UP!!プログラム - あんしん暮らしサポート - その他市が定める一般介護予防事業等のみの場合
実施内容	アセスメントを行い、介護予防ケアプランを作成する。併せて、対象サービス事業所等との利用調整を実施。	<u>アセスメントを行い、対象サービスの利用調整等必要な援助を実施。</u> <u>介護予防ケアプランは不要。</u>	<u>アセスメントを行い、対象サービスの利用調整等必要な援助を実施。</u> <u>介護予防ケアプランは不要。</u>
サービス担当者会議	必要	省略可	※モニタリングや評価の実施で代替
モニタリング等	1か月に1回モニタリング結果を記録 - 少なくとも3か月に1回面接		利用開始から概ね1か月を目安に支援方針の確認（支援経過に記録）
評価	- 評価期間終了時に訪問・面接 - 介護ケアマネジメントサービス評価表を作成	<u>評価期間終了時に訪問・面接</u> <u>評価結果を記載</u>	<u>各サービスが定める期間又は評価終了時に面接</u> <u>支援経過記録に評価結果を記載</u> <u>サービス事業所と評価結果を共有し、事業所が個別サービス計画書に評価結果を記載（写しの提供を受ける）</u>
利用者との契約	必要	必要	不要
委託料	国民健康保険団体連合会に請求	国民健康保険団体連合会に請求	国民健康保険団体連合会に請求 ※給付管理票の伝送は不要

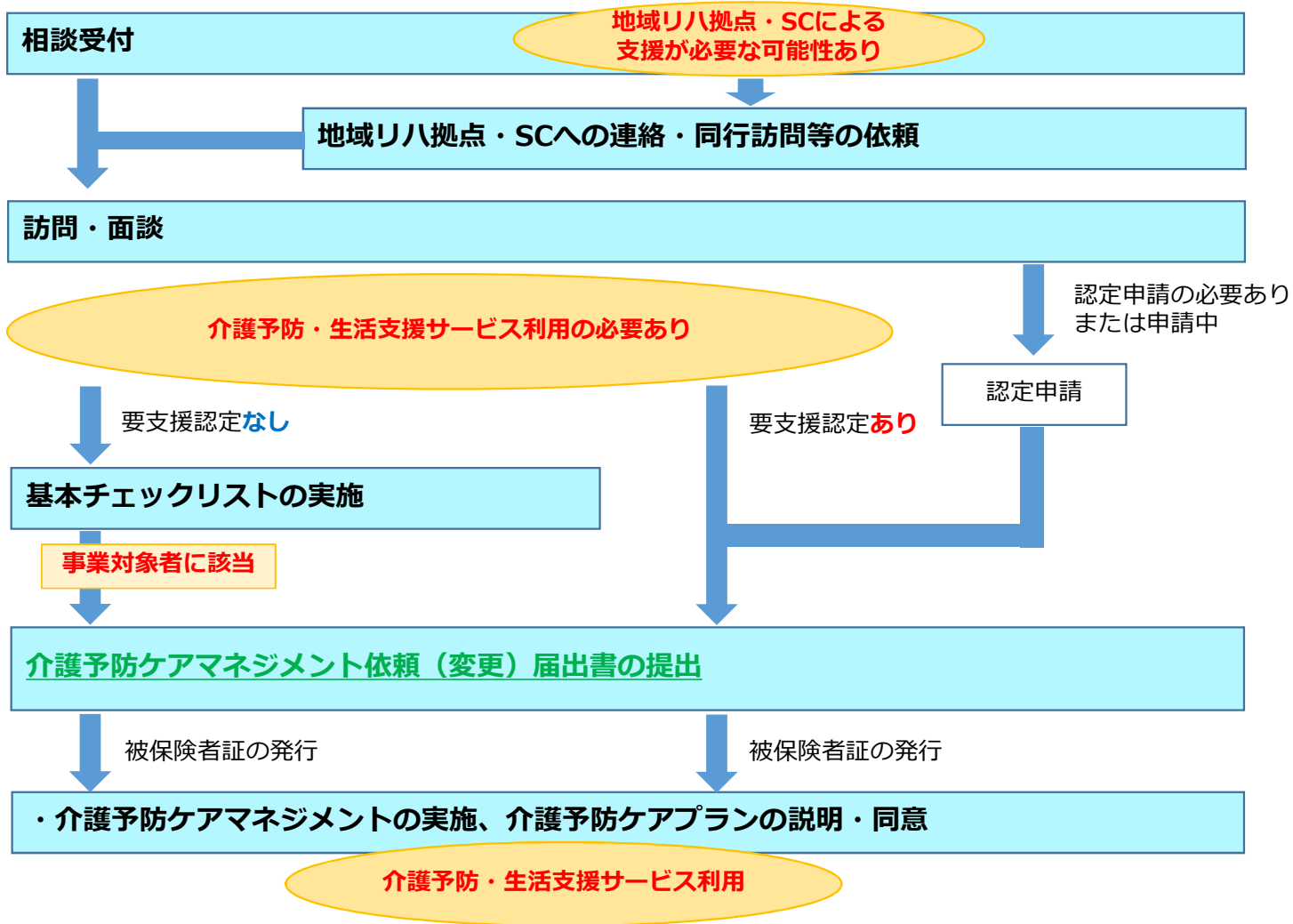
Q&A（介護予防ケアマネジメントC関係）

Q.かわさき健幸UP!!プログラムや、あんしん暮らしサポート以外に、福祉用具レンタルなどの介護予防サービス（予防給付）を利用している場合等は、介護予防ケアマネジメントCを請求するのか。

A. 介護予防支援費での請求になります。総合事業の訪問・通所型サービスを利用している場合も、同様に介護予防ケアマネジメントAの請求になります。

かわさき健幸UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート利用時の事務手続の流れ

相談から介護予防ケアマネジメント開始までの流れ（共通） ＜新規（サービス未利用者）の場合＞



- 相談受付票（任意様式）等
- 利用者基本情報

- 総合事業パンフレット（順次作成中）
- 生活状況を把握するためのアセスメントシート

- かわさき健幸UP!!プログラムのチラシ
- あんしん暮らしサポートのチラシ

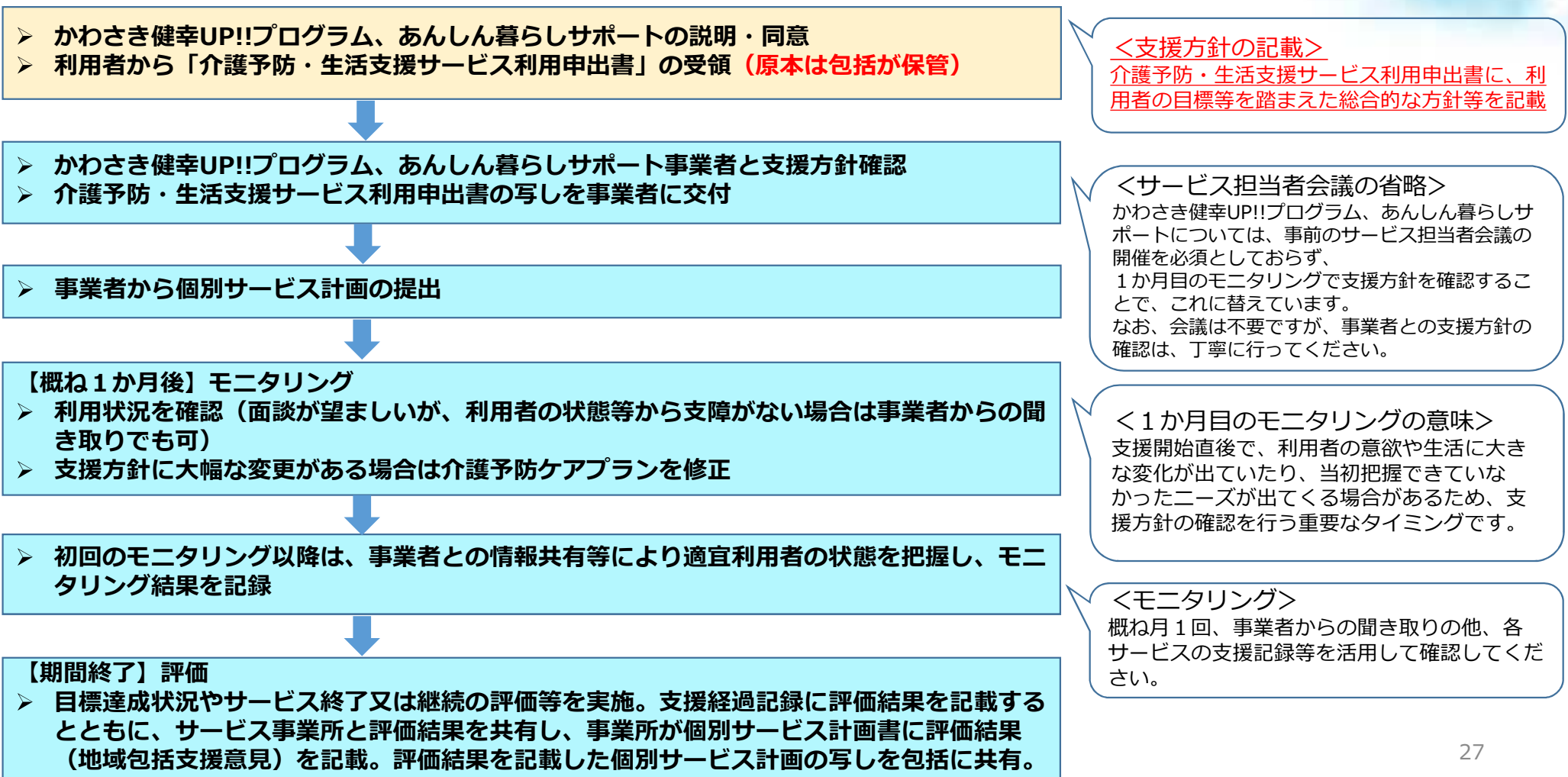
- 基本チェックリスト

- 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

○ケアマネジメントCの場合、介護予防ケアプランは作成不要

- 上記以外の場合、介護予防サービス・支援計画書（通常の介護予防ケアプラン）

サービス開始から終了までの流れ（ケアマネジメントCの場合）



介護予防・生活支援サービス利用申出書

(表面)

(裏面)

第4号様式

介護予防・生活支援サービス利用申出書

(※個人情報の利用に関する同意書・重要事項説明書)

(宛先) 介護予防ケアマネジメント実施者

申出者 住所

氏名

電話 ()

次の介護予防・生活支援サービスの利用を申し出ます。

また、サービスの提供に必要な個人情報の利用及びサービス提供に関する重要事項(裏面)について同意します。

利用 者	住 所	川崎市 区		電話 ()
	フリガナ 氏 名		生年月日	大正・昭和 年 月 日
	介護保険 被保険者番号			
該当するサービスにチェックしてください。				
☐ かわさき健幸UP!!プログラム(事業所名:)				
☐ あんしん暮らしサポート(事業所名:)				
要支援区分等		☐ 事業対象者(基本チェックリスト該当) ☐ 要支援(1・2) ☐ 要介護中		
介護予防ケアマネジメント実施者(地域包括支援センター)記入欄				
地域包括支援センター:				
		電話 ()	担当者	
利用者の目標等を踏まえた総合的な方針:				
支援期間:				

サービスの提供に必要な個人情報の利用

利用者の状況に応じた適切な在宅サービスを提供するため、利用者基本情報(住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・世帯状況・介護認定に係る主治医意見書の内容)及びサービス提供内容(サービス内容・個別サービス計画等)について、地域包括支援センター、サービス事業者、その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

サービス提供に関する重要事項

- サービス提供時間帯
(1) かわさき健幸UP!!プログラム
原則平日9:00~17:00
(2) あんしん暮らしサポート
原則平日10:00~16:00
- 利用料金
(1) かわさき健幸UP!!プログラム
無料(但し、教材費等実費が生じる場合があります。)
(2) あんしん暮らしサポート
① あんしん暮らしサポート(基本サービス部分)
無料(但し、活動・参加支援等において、実費負担が生じる場合があります。)
② 健幸UP!!サポート(市の要綱で定める要件を満たし、必要性が認められた方)
月あたり千円
- 個別サービス計画
介護予防・生活支援サービスの提供について、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防・生活支援サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成します。
- サービス提供期間
(1) かわさき健幸UP!!プログラム
概ね3ヶ月 12回程度
(※) 個別サービス計画の目標達成に必要と認められた場合には24回程度まで延長
(2) あんしん暮らしサポート
① あんしん暮らしサポート(基本サービス部分)
概ね6か月
(※) 個別サービス計画の目標達成に必要と認められた場合には再度利用が可能
② 健幸UP!!サポート(市の要綱で定める要件を満たし、必要性が認められた方)
かわさき健幸UP!!プログラムの利用期間のうち、必要と認められた期間
- サービスの提供の終了
個別サービス計画で定めたサービス提供期間を目安として、目標の達成状況を評価し、サービスの目的を達成したと判断された場合には、サービスが終了となります。なお、個別サービスで予定していたサービス提供期間よりも早く目標を達成した場合には、その時点でサービスが終了となる場合があります。
また、死亡、入院等によってサービス提供が不能となった場合の他、要介護認定を受け介護給付サービスの利用を開始する等、市の要綱で定める要件を満たさなくなった場合には、サービス提供を終了します。
- 秘密の保持と個人情報の保護
サービス事業者は、サービス提供を通じて取得した個人情報について、情報セキュリティに関する法令の他、介護保険法、個人情報保護法、川崎市情報セキュリティ基準、関連する実施手順等を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- 事故発生時の対応等
サービス事業者は、介護予防・生活支援サービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者が生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じる場合があります。

包括記入欄

※ケアマネジメントCの場合、
ケアプランの代わりの役割

ケアマネジメントCの請求事務

介護予防ケアマネジメントC 報酬請求のタイミング

介護予防ケアマネジメントCは

- ・ 総合事業の費用の額を定めた要綱上の正式名称は「**介護予防ケアマネジメント費Ⅱ**」
- ・ サービスコード表の名称は「**介護予防ケアマネジメントC（1）**」です。（コード表はP25）

川崎市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

（2）介護予防ケアマネジメント費Ⅱ（1件につき） 1,042単位

介護予防ケアマネジメント費は、川崎市地域包括支援センターが、利用者に対して第1号介護予防支援事業（ケアマネジメントCのうち第1号生活支援事業の開始時に行われるものに限る。）を提供し、川崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱に規定する評価を実施した場合、当該評価日が属する月に所定単位数を算定する。

＜請求のタイミングの例＞

1月	2月	3月	4月	5月	6月
★ 1/19 ケアマネジメントC開始 (=サービス利用申出日)	1/22～4/8 かわさき健幸UP!!プログラム利用		★ 4/8 終了評価	評価日が属する月：4月	
				★ <u>4月提供分として国保連に請求</u>	

サービスコード等

介護予防ケアマネジメント

サービス種別コード：AF

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
AF	1111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	442	単位	442
AF	2111	介護予防ケアマネジメントB		事業対象者・要支援1・2	442	単位	442
AF	3111	介護予防ケアマネジメントC(1)		事業対象者・要支援1・2	1042	単位	1042
AF	3112	介護予防ケアマネジメントC(2)		事業対象者・要支援1・2	442	単位	442
AF	5110	初回加算のみ	初回加算		300	単位加算	300
AF	3010	初回加算・インフォーマル加算	インフォーマル加算		600	単位加算	600
AF	6110	委託強化加算	委託強化加算		150	単位加算	150
AF	7110	委託連携加算	委託連携加算		300	単位加算	300

Q&A（請求関係）

Q.「あんしん暮らしサポート」「かわさき健幸UP!!プログラム」が、利用者の希望や、入院などで中断・終了した場合、介護予防ケアマネジメントCは算定できるか？

A.算定できます。サービスを終了する判断をした日が属する月の提供実績として、請求してください。

例) 4月15日利用開始 ⇒ 5月10日入院 ⇒ 5月15日サービスの中断・終了の判断・・・5月提供実績として請求

Q.給付管理票情報を伝送しなくてもケアマネジメント費の請求は通るのか？

A.給付管理票情報がなくても、介護予防ケアマネジメントCの請求は返戻になりません。（神奈川県国民健康保険団体連合会確認）

Q.「あんしん暮らしサポート」「かわさき健幸UP!!プログラム」提供中の利用者が、期間の途中で介護予防福祉用具貸与の利用を開始した場合、介護予防ケアマネジメント費の請求はどのように行えばよいか？

A.介護予防福祉用具貸与の利用開始日が属する月の提供実績から、介護予防支援費での請求を行ってください。

ケアマネジメントCの請求は「介護予防福祉用具貸与の利用開始日が属する月の前月分の実績」と見なして、請求してください。

例) かわさき健幸UP!!プログラム 4月15日利用開始（7月終了予定） ⇒ 介護予防福祉用具貸与 6月15日利用開始
・・・5月ケアマネジメントCの請求 6月以降 介護予防支援費での請求

※なお、利用開始日が同月の場合は、介護予防支援費の請求が優先となり、ケアマネジメントCは請求できません。

Q&A（請求関係）

Q.ケアマネジメントCで予防プランを作成していないご利用者が、福祉用具のレンタル等の利用を開始して介護予防支援に移った場合、初回加算を算定して良いのか？

A.暦月での2か月の算定実績がないという条件を満たし、アセスメント等のケアマネジメントプロセスを経ていれば算定できます。

※ R7.3厚生労働省認知症施策・地域介護推進課確認

告示の趣旨からも、2か月の算定実績なしの条件を満たしたうえでアセスメントやサービス担当者会議等のケアマネジメントプロセスを実施していることをもって加算の算定の要件を満たしていると判断する

事例情報提出の終了のご案内

事例情報提出の終了のご案内

～地域包括支援センターの皆様へ～

かわさき健幸UP！！プログラム、あんしん暮らしサポートの利用事例について、これまで事例情報の提供をお願いしておりましたが、令和7年4月以降は、事例情報の行政提出は不要となります。

今後は、個別のヒアリング等を通じて、実施状況等の把握させていただきますので、引き続き御協力をお願いいたします。